

第7章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区の設定

緑地の整備、都市緑化等、重点的に緑化を推進する地区「緑化重点地区」として、四街道駅周辺地区、もねの里地区の2地区を設定しました。

四街道駅周辺地区については、本市の中心拠点となる玄関口にふさわしい「顔づくり」が期待されていること、土地区画整理事業によるまちづくりが行われていること、並びに整備によるアピール度が他の地区に比べて非常に高いことから、「シンボル性」「必要性」「効果性」「事業性」等の観点を考慮して、優先的に整備する必要があると考え、設定しました。

また、もねの里地区については、土地区画整理事業によるまちづくりが行われていること、都市的機能を誘導していく上で一体的な緑化を取り組めることから、「必要性」「効果性」「事業性」等の観点を考慮して、優先的に整備する必要があると考え、設定しました。

緑化重点地区とは・・・

「緑化重点地区」とは、都市緑地法第4条の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

「緑化重点地区」の設定にあたっては、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致の維持が特に重要な地区、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区等で再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業と連携して計画を設定することが可能な地区や、住民の緑化活動が顕在化しており地区の詳しい計画の実現性が高い地区等を抽出し、それを緑の基本計画の緑地等の配置計画に位置づけ、地区レベルの詳しいプランを策定するものとなっています、

この地区に対しては、緑化事業を集中的に行って、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具体化し、他の地区での緑化意識の高まり等の波及をめざすものです。

特定の地区に絞り、都市公園等公共事業による緑化とあわせて住民による私有地の緑化推進等、市民、行政、企業等が連携した住民参加による緑化推進の方向性を明確にし、それを支援することにより、緑の基本計画がめざす姿を目に見える形にしていくことは、緑の基本計画策定の目的をより早期に達成することにつながります。

2. 四街道駅周辺地区での緑化の推進方策

(1) 地区の現況

四街道駅周辺地区は、JR四街道駅を中心とした地区で、本市の中心市街地となっています。

駅北側は、市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、都市基盤の整備が進められてきた地区で、大型ショッピングセンター、商店街によって形成された商業集積地となっています。

また、駅南側では、南口広場整備及び市街地再開発事業が計画され、駅北側と一体となった都市核としての整備が予定されているところです。

駅周辺には、公共公益施設が集中しており、また、交通結節点ともなっており、本市の「顔」となるまちづくりを行う中で、うるおいとゆとりのあるまちづくりのために、緑化が望まれる地区です。

(2) 整備方針

四街道駅周辺地区の整備方針を以下に示します。

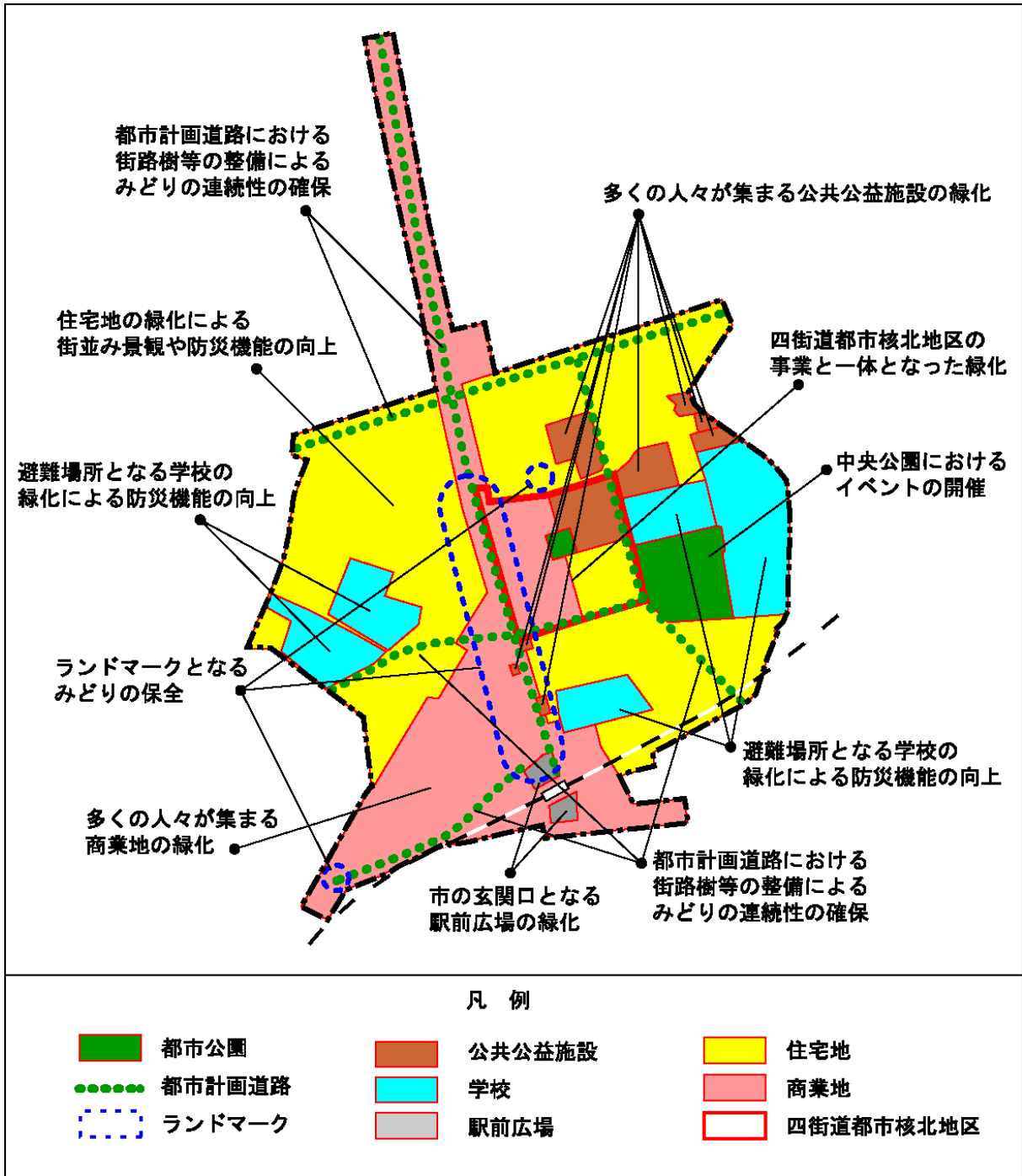
- うるおいややすらぎを与えるみどり豊かなまちなみづくり
- みどりのネットワークの実現
- まちなかにあるみどりの資源の保全
- 緑化意識の高揚を図る取り組みの展開



< 方 策 >

- 市の玄関口となる駅前広場の緑化
- 多くの人々が集まる公共公益施設や商業地の緑化
- 四街道都市核北地区の事業と一体となった緑化
- 避難場所となる学校の緑化による防災機能の向上
- 住宅地の緑化による街並み景観や防災機能の向上
- 都市計画道路における街路樹等の整備によるみどりの連続性の確保
- ランドマークとなるみどりの保全
- 中央公園におけるイベントの開催

■ 四街道駅周辺地区緑化方針図



3. もねの里地区での緑化の推進方策

(1) 地区の現況

もねの里地区は、現在、土地区画整理事業により基盤整備を進めている地区で、四街道駅周辺都市核に次ぐ市街地の核として位置づけられています。

本地区は、物井駅の交通結節性を確保するとともに、商業・業務機能等の誘導により、都市的機能を備えた新しい市街地形成を図っていく地区となっています。

周辺の自然に恵まれた本地区は、身近な自然を楽しめる、実り豊かなライフスタイルの形成を基本テーマにまちづくりを進めています。

そのため、まちづくりのコンセプトである「ガーデンライクな街・暮らし」を実現していくため、まちづくりを行う中で、まちなかに花とみどりがあふれるような緑化が望まれる地区です。

(2) 整備方針

もねの里地区の整備方針を以下に示します。

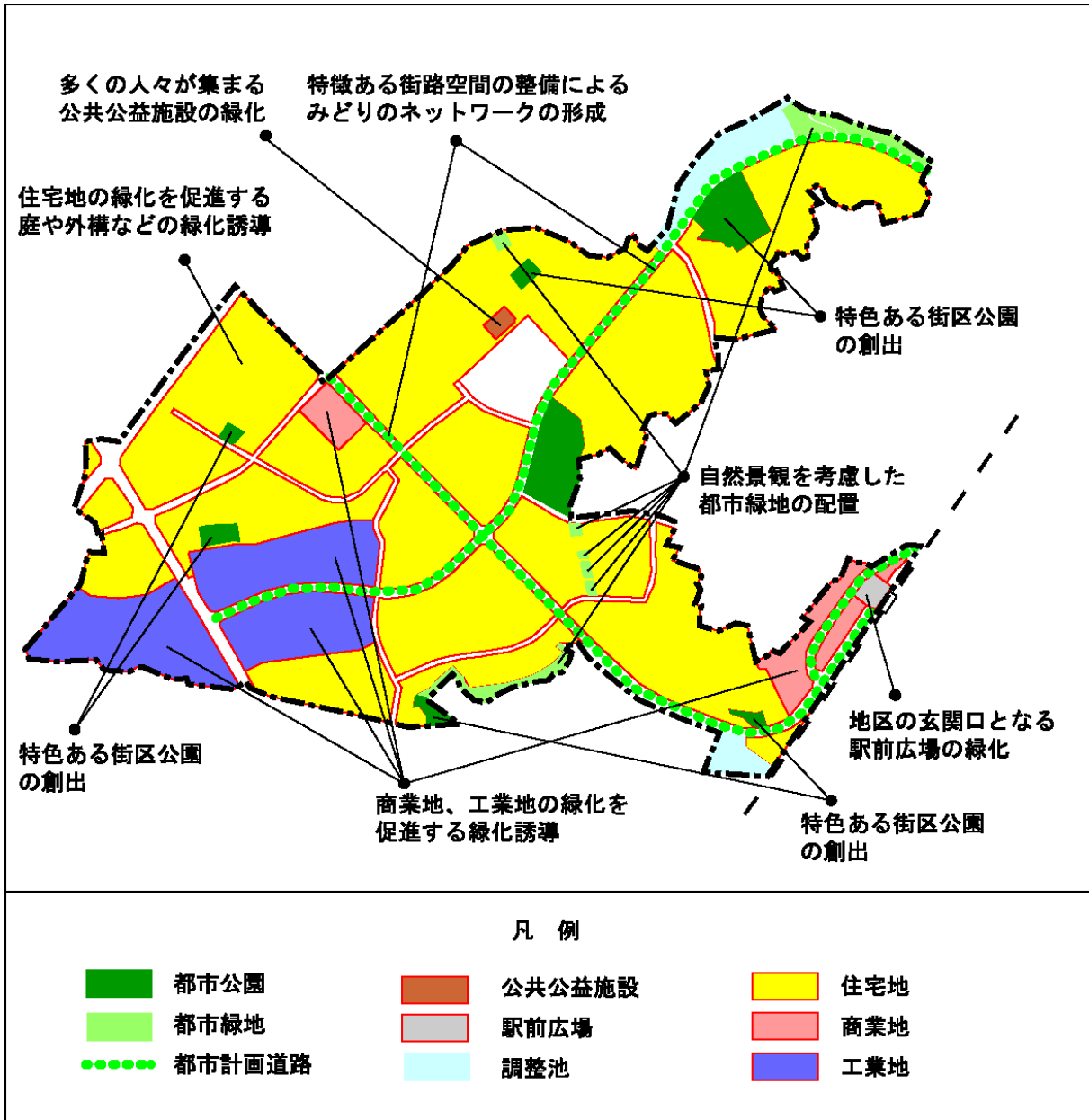
- 花とみどりがあふれるまちなみづくり
- 身近な自然を楽しめる空間の創出
- 多機能なみどりとなる都市内緑地の保全



< 方 策 >

- 地区の玄関口となる駅前広場の緑化
- 多くの人々が集まる公共公益施設の緑化
- 住宅地の緑化を促進する庭や外構などの緑化誘導
- 商業地、工業地の緑化を促進する緑化誘導
- 特徴ある街路空間の整備によるみどりのネットワークの形成
- 特色ある街区公園の創出
- 自然景観を考慮した都市緑地の配置
- 生産緑地地区の継続的な保全

■ もねの里地区緑化方針図



※生産緑地地区は、区画整理事業が完了していない為、
位置が確定していないので表示しておりません。